

子どもの権利部会が取り扱う範囲について

【第1回子ども・子育て会議において承認された内容】

1 部会の設置目的

「子どもの権利の尊重に係る事項について」の検討を行うこと

2 部会の役割

次期計画の第1章（特に7(1)）及び第4章（特に第2節掲載重点事業の評価指標、目標等）を中心に検討を行い、11月に本体会議に検討結果報告を行う。

→資料50「次期計画（第2案）」7ページ（第1章）、39～44ページ（第4章）

【上記を踏まえたスケジュール案】

	内容	決定すること	
第1回 部会	①勉強会 ②取扱う範囲と、今後の進め方の整理 ③成果目標の変更の検討（フォーム決定）	第4章の様式（形）	→9/19 本体へ中間報告・承認
(事務局)	各施策の方向性の原案作成		部会前に事前配布
第2回 部会	①成果目標の設定の仕方（基本的視点1中心） ②施策の方向性に見合った事業が入っているか ③子どもの権利の「重点事業」にあげるべき事業の整理	成果目標の設定の仕方 重点事業（子どもの権利のみ）	→10/23 本体へ中間報告・承認
(事務局)	各課へ照会 第3案作成開始		
第3回 部会	①第1章「課題と方向性」の文言整理 ②全体のまとめ	最終報告内容	→11月中旬本体へ最終報告・第3案提出

(子どもの権利部会用 抜粋)

第1章 計画の策定にあたって（素案 第2案）

5 基本理念

小金井市の「のびゆくこどもプラン 小金井」の目指す方向性として、次の基本理念を継承していきます。

子どもの幸福と権利保障を第一として、

小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと

子どもを生み育てることは、社会や地域にとってこの上ない喜びであり希望です。同時に子どもは、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。まさに子どもは、私たち※の未来です。

子どもの笑顔は、私たちに明るく輝かしい未来を確信させます。しかし、その一方で、いろいろな問題を抱えた多くの子育て・子育ての状況があることも現実であり、その姿は大人社会の問題点を映し出す鏡でもあります。

「子育て」と「子育て」は、子どもの成長・発達において「車の両輪」のようなものです。小金井市では平成21年3月に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもは「子育て」の対象であるとともに、自ら伸びやかに育っていく「子育て」の主体者でもあることを明らかにしています。

そこで、下記の点を踏まえ、子育て、子育て支援の総合的な施策を推進していきます。

- 子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。また、自分の意思を伝え、受け止められること、より良い環境で育ち育てられることを願っています。
- 私たちは、子どもが様々な人とのふれあいやゆたかな環境に恵まれ、心と体の調和をとりながら、自立した一人の人間へと成長、発達していくことをのぞみ、またその実現を支えています。
- 私たちは、子どもが心からやすらげる安全な環境で、ゆたかな人間性を育み、成長していくことをのぞみ、またその実現を支えています。
- 私たちは、子どもがゆたかな自然や文化にふれ、平等に保育・教育を受けて学び発達するなかで、自分の意見を表明し、地域社会に参加し、自己実現していくことをのぞみ、またその実現を支えています。
- 私たちは、妊娠・出産・子育てに対する負担や不安、子育ての孤立感をやわらげることができるよう、地域の中での仲間づくりや助け合いを進め、ゆたかなつながりの中で保護者が子どもとともに成長し、子育ての喜びを感じられるよう、家庭を支えています。
- 私たちは、子どもに関わるすべての諸組織との結びつきを深め、地域社会全体で、多様化する子育て・子育てを見守り、支えています。
- 私たちは、子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されずに、一人ひとりが夢や希望をもって育つよう、生活や取り巻く環境に応じて支えています。
- 私たちは、未来に向かって育っていく子どもとともにゆたかな地域社会を作り、私たちのまちの子育て・子育て環境を切れ目なく整えていきます。

※ 小金井市における様々な活動の主体である市、市民、団体及び事業者全体を指す。

6 基本的な視点と目標

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、基本理念を実現するために小金井市は、次の三つの基本的な視点と六つの基本目標をたて、子ども・子育て支援を引き続き推進していきます。

基本的視点1 子どもの育ちを支えます

あらゆるところで子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を浸透させる基盤整備を進めるとともに、子どもが自分らしく生きられるよう相談体制を整備します。また、自立を育む体験活動や子どもの居場所・交流の場の充実を図るなど、ゆたかな体験と仲間づくりを支援します。

基本目標1. 子どもの最善の利益を支えます

基本目標2. 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます

基本的視点2 子育て家庭を支えます

家庭がやすらぎと笑顔に満ち、子育ての楽しさ、喜びを実感できるよう、社会全体で子育て家庭を支え、様々なニーズに応じた支援をします。また、ひとり親家庭、障がい・特別ニーズを有する子どもとその家庭、外国籍の子どもとその家庭などの特別な配慮を要する家庭にも、きめ細やかな支援を推進します。

基本目標3. 子どもを生き育てる家庭を支援します

基本目標4. 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します

基本的視点3 次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます

子どもは人や自然との関わりの中で育ち、子どもを育む地域は家庭を包む大きな社会です。地域の様々な人々が安心して、楽しく、ゆたかな子育ち、子育てができるようなまちを目指して、次世代の小金井市民を育てていく地域環境を整備していきます。

基本目標5. 地域の子育ち環境を整えます

基本目標6. 地域の子育て環境を整えます

7 「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性

(1) 子どもの権利の尊重

小金井市では「小金井市子どもの権利に関する条例」(以下「子どもの権利条例」という。)が平成21年3月に制定されました。子育て支援サービス等により影響を受けるのは子ども自身であるという視点から、子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重され、健やかに成長できるよう十分に配慮していくことが必要です。

子どもの権利の尊重に関しては、子どもの権利条例に対する認知度が低いことと、子どもオンブズパーソンが実施に至っていないことなどが、前計画から継続する課題となっています。

【方向性】

今後も、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、本計画を、子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、子どもの権利条例について引き続き広く周知を図るなど、子どもの権利条例の推進を図ります。また、子どもが自分らしく生きられるよう、子どもオンブズパーソンをはじめ相談体制を整備していきます。

(2) 地域のニーズに応じた多様な教育(幼稚園)・保育の充実

社会環境の変化から、仕事と子育ての両立を希望する保護者を支援する子育て環境の充実が求められています。小金井市ではこれまで、安心して子どもを預けて働けるよう、認可保育所の新設や定員拡充等に取り組み、待機児童数は前計画策定当時に比べかなり改善されているものの、まだ待機児童解消には至っていません。子どもの成長・発達を支え、子どもの育ちを保障するためにも、待機児童解消が急務となっています。

一方で、市内の幼稚園の減少により、幼稚園の入園を希望されても、身近な地域での選択肢に限りがあるなど、市外の施設を利用する実態もあります。

子どもの健やかな成長を第一に考えるとともに、利用者の意向を十分に踏まえ、地域の施設に通える体制の整備は必要です。

【方向性】

上記の状況を踏まえ、以下の取組を推進していきます。

待機児童の解消は解決しなければならない喫緊の課題ととらえ受入れ体制の拡充に取り組みます。

- 認可保育所の新設、定員拡大などの取組
- 地域型保育事業、認証保育所など多様な保育サービスの充実
- 認可外保育施設の認可化や小規模保育事業への移行等支援
- 認定こども園の新設、認定こども園や新制度幼稚園への移行支援などの取組
- 潜在的需要を勘案したうえでの計画的な拡充

多様化する教育(幼稚園)ニーズに対して地域の施設による受入れに取り組みます。

- 教育・保育が一体的に提供できる認定こども園制度の活用
- 既存施設が認定こども園へ移行する際の受入れ体制づくり

第4章

子ども・子育て支援施策の取組

(素案 第2案)

第1節 施策の体系

第4章「子ども・子育て支援施策の取組」に掲載する施策の方向性を、三つの基本的な視点と六つの目標に沿って体系的にまとめます。

基本的視点	基本目標		施策の方向性
1 子どもの育ちを 支えます	目標1	子どもの最善の利益を支えます	1-1.子どもの権利を浸透させる基盤整備を進めます 1-2.子どもが自分らしく生きられるよう相談体制を整備します 1-3.子どもへの虐待や犯罪を防止します
	目標2	子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます	2-1.子どもの社会参加を推進し、意見の表明など子どもの自己実現を応援します 2-2.自立を育む体験活動を応援します 2-3.子どもの居場所と交流の場を充実します
2 子育て家庭を 支えます	目標3	子どもを生き育てる家庭を支援します	3-1.経済的負担を軽減します 3-2.母子保健事業を充実します 3-3.子育てに関する相談・支援、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます 3-4.子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます
	目標4	子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します	4-1.ひとり親家庭を支援します 4-2.障がいや特別な配慮が必要な子どもと家庭を支援します 4-3.外国籍の子どもと家庭を支援します 4-4.家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします
3 次世代に つながる地域の 子育て、子育て 環境を整えます	目標5	地域の子育て環境を整えます	5-1.子どもが安心して学べる環境をつくります 5-2.子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります 5-3.子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します 5-4.地域から緑と環境を守ります
	目標6	地域の子育て環境を整えます	6-1.地域の子育てネットワークを整備します 6-2.男女がともに子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します 6-3.地域の公共施設の活用を進めます

第2節 子どもの育ちを支えます（基本的視点1）

目標1 子どもの最善の利益を支えます

市では、平成21年3月に、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもを大人と同じように権利行使の主体としてとらえ、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井を目指し、「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定しました。

子どもの権利を広く普及させることで、子どもをいじめや児童虐待等の人権侵害から擁護するとともに、子ども自身が権利を理解し、他者にも権利があり、互いに尊重しあうことの大切さを伝えていきます。

引き続き、「第2次明日の小金井教育プラン」に基づき人権教育の充実を図っている市内小中学校とも連携しながら、子どもの権利を浸透させる基盤整備を進めるとともに、子どもが困ったときに気軽に相談でき、自分らしく生きるための支援を受けられるよう、相談体制を整備します。

また、子どもを虐待や犯罪から守り、子どもの最善の利益を支える地域づくりを子どもとともに進めます。

1-1.子どもの権利を浸透させる基盤整備を進めます

□事業の成果目標

評価指標	評価方法	目標	評価時期
小金井市子どもの権利条例の認知度（％）	就学前児童の保護者調査	H30 年度実績 9.4%以上	R5 年度
	就学児童の保護者調査	H30 年度実績 20.8%以上	
	中高生年代の保護者調査	H30 年度実績 18.0%以上	
	中高生年代の青少年調査	H30 年度実績 10.8%以上	
小金井市子どもの権利条例の遵守度（％）	中高生年代の青少年調査	（R5 年度二一ズ調査により調査）	R5 年度

□事業の取組内容・目標

番号	事業名称 (担当課)	事業の内容	評価指標	実績	目標（年度）						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	子どもオンブズパーソン (児童青少年課) <u><重点事業></u>	子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を一緒になって考える場所を設置する。	子どもオンブズパーソン（仮称）の設置（設置後の実施状況も含む）	検討	検討	実施	継続	→			
2	子どもの権利の普及 (児童青少年課) <u><重点事業></u>	「子どもの権利に関する条例」についての周知・広報を行う。	市立小・中学校新入生及び児童館利用者等へのパンフレット配布	実施	継続	→					
			新たな周知・広報方法の実施	検討	検討	実施	継続	→			
3	子どもの人権講座 (公民館)	ありのままの子育て、子どもの権利に関する条例、不登校、特別支援教育、子どもの居場所、小金井の子育て等の問題について語り合う講座を開催する。	講座への延参加人数（人）	150	維持	→					

※ 「事業名称（担当課）」に「<重点事業>」の記載のある事業を中心に、計画の点検・評価を行います。

※ 「目標（年度）」は、「評価指標」に照らした目標を記載しています（「検討」（実施に向けての検討を行う）、「試行」（実施に向けての試行を行う）、「実施」（実施する）、「継続」（継続して実施する）、「拡充」（拡充して実施する）、「維持」（数値を同程度に維持する）、「漸増」（数値を徐々に増やす）、「漸減」（数値を徐々に減らす））。

1-2.子どもが自分らしく生きられるよう相談体制を整備します

□事業の成果目標

評価指標	評価方法	目標	評価時期
子ども家庭支援センターの各種相談の満足度 (%)	就学児童の保護者調査	H30 年度実績 80.3%以上	R5 年度
教育相談所の相談の満足度 (%)	就学児童の保護者調査	H30 年度実績 78.1%以上	
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの認知度 (%)	中高生年代の青少年調査	H30 年度実績 82.3%以上	
子ども家庭支援センターの認知度 (%)	中高生年代の青少年調査	H30 年度実績 18.2%以上	
教育相談所の認知度 (%)	中高生年代の青少年調査	H30 年度実績 19.7%以上	

□事業の取組内容・目標

番号	事業名称 (担当課)	事業の内容	評価指標	実績	目標 (年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	思春期相談 (子育て支援課) <重点事業>	思春期相談についての広報を行い、思春期の子どもからの相談に応じ、関係機関と連携を取りながら支援へつなげていく。	子ども家庭支援センターでの小学4年生以上の相談延べ件数 (件)	231	漸増						
	東児童館での思春期相談件数 (件)		19	維持							
2	スクールカウンセラーの配置 (指導室)	悩みなどを気楽に話し、心にゆとりを持てるような環境を提供するために、各小中学校にスクールカウンセラーを配置する。	相談回数(回)	11,228	維持						
3	スクールソーシャルワーカーの派遣 (指導室)	いじめ、不登校や虐待が疑われる児童・生徒及び問題行動傾向のある児童・生徒等への指導充実を図るため、専門的な資格を持つスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や関係機関との連絡調整を行う。	相談件数(件)	86	維持						
			訪問回数(回)	737	維持						
4	教育相談事業 (指導室)	専門相談員による教育相談を実施し、各校の教育相談担当教諭と連携しながら、子どもが抱える様々な問題に対応する。また、子ども自身が電話やインターネットで相談できる体制を作る。	相談件数(件)	1,390	維持						
5	いじめ・不登校の対策システム (指導室)	いじめや虐待、非行、不登校など何か問題に遭遇した子どもを早期に発見し、保護者を支援しながらその原因を取り除き、楽しく学校に通えるようなシステムを作る。また、いじめや不登校等が起こらないような教育や環境づくりを行うために、地域ぐるみの支援ネットワークで支える。	学校、家庭、地域が連携したいじめの防止等の活動の実施	実施	継続						
			いじめ、不登校等の状況についての実態調査の実施	実施	継続						
			健全育成推進協議会で子どもの健全育成についての意見交換の実施	実施	継続						
	同 (地域福祉課)		民生・児童委員による学校訪問事業での訪問学校数(校)	14	維持						
			子ども会と民生・児童委員による情報交換回数 (回)	4	維持						
同 (子育て支援課)		要保護児童対策地域協議会での情報交換と支援	実施	拡充							

1-3.子どもへの虐待や犯罪を防止します

口事業の成果目標

評価指標	評価方法	目標	評価時期
児童虐待を発見した際の通報先の認知度（％）	就学前児童の保護者調査	H30 年度実績 74.5%以上	R5 年度
	就学児童の保護者調査	H30 年度実績 76.7%以上	R5 年度
刑法犯認知件数（件）	地域安全課把握	999 件以下	毎年度

口事業の取組内容・目標

番号	事業名称 (担当課)	事業の内容	評価指標	実績	目標（年度）						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	虐待対応事業 (子育て支援課) <u><重点事業></u>	子どもを虐待から守るため、児童相談所や民生・児童委員、警察署、その他関係機関とのネットワークを強化し、関係改善が必要な親子へのサポートなどを行う。緊急の事例に関しては、児童相談所と協議し一時保護につなげる。	養護相談（虐待相談含む）件数（件）	615	維持	→					
			ケース検討会開催回数（回）	73	漸増	→					
2	虐待防止啓発事業 (子育て支援課) <u><重点事業></u>	子どもが相談できる窓口を周知するとともに、虐待防止のマニュアル作成や早期発見に向けたキャンペーン、虐待を防ぐための相談を行う。	児童虐待防止キャンペーンの実施	実施	拡充	→					
			虐待通報窓口や虐待防止の市報掲載回数（回）	24	維持	→					
3	子どもを犯罪から守る防犯対策 (地域安全課)	ボランティアによる市内パトロールなど、子どもが安心して過ごせるまちづくりを行う。学校、保育所や学童保育所などで防犯対策に努める。	パトロール実施回数（回）	472	維持	→					
	同（保育課）		こがねい安全・安心メール配信件数（件）	37	維持	→					
	同（学務課）		不審者対応訓練実施の保育園数（園）	12	漸増	→					
	同（児童青少年課）		小学校への防犯カメラの設置台数（台）	43	漸増	→					
4	子どもを見守る家（カンガルーのポケット） (地域安全課、指導室)	登下校時の不審者に対する一時的緊急避難所として「子どもを見守る家」の設置を促進する。	登録件数（件）	1,157	維持	→					
			児童館及び学童保育所において、所内の研修会を実施	実施	継続	→					
5	セーフティー教室 (指導室)	薬物、インターネットを利用する際に起きる被害、加害、不審者対策等について学び、危険回避・犯罪防止等の能力を育成する。	セーフティー教室、薬物乱用防止教室、情報モラル教育の実施	実施	継続	→					

目標2 子どもゆたかな体験と仲間づくりを支えます

子どもはゆたかな体験や、子ども同士の遊びによって成長していきます。

自らの育つ力を発揮するために、子どもの参加や意見表明等の機会を広げ、地域社会の一員として子どもの自主性が尊重されるよう、自己実現に必要な支援を十分得られる環境を整えます。

自然環境に恵まれた地域性を最大限に生かし、自然とのふれあいや遊び空間として活用していきます。ま

た、子どもが安心して集い、ゆたかな交流ができる放課後子ども教室や、児童館、プレーパークなど、子どもの居場所と交流の場の充実に取り組んでいきます。

2-1.子どもの社会参加を推進し、意見の表明など子どもの自己実現を応援します

□事業の成果目標

評価指標	評価方法	目標	評価時期
意見等を表明できる場の経験割合（％）	就学児童の保護者調査	（R5年度二一ズ調査により調査）	R5年度
	中高生世代の青少年調査		

□事業の取組内容・目標

番号	事業名称 (担当課)	事業の内容	評価指標	実績	目標（年度）							
				H30	R2	R3	R4	R5	R6			
1	子どもの意見表明の場の設定と意見の反映 (児童青少年課) <重点事業>	子どもの考え方や意見を表明できる場を作り、反映する。児童館内に意見箱の設置や児童館事業の実施。意見表明の場として各学校生徒会による意見交換会を実施する。	意見箱への投書数（通）	208	漸増							
			子どもの意見を反映した「じどうかんフェスティバル」の実施	実施	継続							
			各種計画策定や事業実施時における子どもの意見聴取実施状況について把握	検討	実施	拡充						
			中学校生徒会による意見交換会の実施	実施	継続							
2	子どもの発表機会 (児童青少年課) 【新規掲載事業】	文化的コンクールや発表会の実施	各種文化的コンクールや発表会の実施状況について把握	検討	実施	継続						
3	子どもの公共施設の利用（公民館）	公民館、体育館等、子どもだけでも利用できる公共施設の充実を図る。	子どもの公民館利用の促進	検討	実施	継続						
	同（生涯学習課）		総合体育館・栗山公園健康運動センターでの中学生以下の利用者数（人）	53,531	維持							

2-2.自立を育む体験活動を応援します

□事業の成果目標

評価指標	評価方法	目標	評価時期
体験活動やボランティア活動への参加経験割合（％）	就学児童の保護者調査	（R5年度二一ズ調査により調査）	R5年度
	中高生世代の青少年調査		

□事業の取組内容・目標

番号	事業名称 (担当課)	事業の内容	評価指標	実績	目標（年度）						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	ボランティア活動への参加（児童青少年課） <重点事業>	中・高校生ボランティアの参加を得る。また、ボランティア活動に参加しやすい環境を整え、子どもの参加意欲を高める。	中・高校生ボランティア登録・参加者数（人）	747	漸増						
	ボランティアカードの小学校5・6年生及び中学生への配布		実施	継続							

番号	事業名称 (担当課)	事業の内容	評価指標	実績	目標 (年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
2	子どもの体験事業 (公民館)	「子ども体験講座」「学習体験収穫」「わんぱく団活動」などを行う。 ※対象学年…講座による ※対象学年…在学なら可	子ども体験講座延べ参加人数 (人)	146	維持	→				
			共働夢農園・親子コース延べ参加者数 (人)	104	維持	→				
	同 (生涯学習課)	※対象学年…小学3年生から中学3年生	清里山荘自然体験教室参加人数 (人)	61	維持	→				
	同 (経済課・農業委員会)	※対象学年…小学校による	学童収穫体験事業参加児童数 (人)	1,713	維持	→				
	同 (児童青少年課)	※対象学年…小学1年生から小学6年生	わんぱく団活動参加人数 (人)	76	維持	→				
	同 (図書館)	※対象学年…小学5年生から中学3年生	小・中学生の1日図書館員・職場体験学習者数 (人)	19	維持	→				
3	各種スポーツ事業 (生涯学習課)	親や指導員も参加し、子どもとの交流を図れるよう「少年少女野球教室」「ジュニアサッカーフェスティバル」「親子体操教室」などを実施する。体育協会との連携により、少年少女スポーツ団体に対し、財政的支援を行う。	少年少女野球教室、ジュニアサッカーフェスティバル、親子体操教室、水泳教室、なんでもやってみようスポーツ教室の延べ参加者数 (人)	458	維持	→				
			上記以外の新規プログラムの実施	検討	検討	→				
4	図書館事業 (図書館)	子どもと本を結び付けるために、おはなし会や各種行事を開催する。(おはなし会・おたのしみ会・工作会)	おはなし会参加人数 (人)	1,387	維持	→				
			おたのしみ会参加人数 (人)	255	維持	→				
			夏休み工作会参加人数 (人)	18	維持	→				
5	土曜日における受入れ事業 (児童青少年課)	土曜日に、体育施設・図書館・児童館・公民館などの公共施設を子どもへ開放する。また、子どもが参加できるさまざまな事業を開催する。	土曜日児童館来館者数 (人)	13,766	維持	→				
			土曜日プレーパーク来場者数 (人)	2,654	維持	→				
	同 (公民館)		子ども体験講座延べ参加人数 (人)	107	維持	→				
			ひがし子ども囲碁教室延べ参加人数 (人)	755	維持	→				
	同 (生涯学習課)		プール無料開放延べ参加人数 (人)	3,655	維持	→				
			土曜スポーツクラブ延べ参加人数 (人)	405	維持	→				

2-3.子どもの居場所と交流の場を充実します

□事業の成果目標

評価指標	評価方法	目標	評価時期
子ども・子育て支援に関して市に充実して欲しいこととして「子どもの居場所と交流の場」をあげる割合 (%)	就学前の保護者調査	H30 年度実績 42.0%以下	R5 年度
	就学児童の保護者調査	H30 年度実績 40.8%以下	R5 年度
	中高生世代の保護者調査	H30 年度実績 20.3%以下	R5 年度
自分がほっとする居場所がある割合	中高生世代の青少年調査	H30 年度実績 78.7%以上	R5 年度

□事業の取組内容・目標

番号	事業名称 (担当課)	事業の内容	評価指標	実績 H30	R2	目標 (年度)				
						R3	R4	R5	R6	
1	児童館事業 (児童青少年課) <重点事業>	子どもの健全育成として、小学生対象のグループ活動のほか、中・高校生事業、子育て支援、子育てグループの活動支援などを実施する。	来館者数 (人)	98,875	漸増					
			開館延長時の利用者数 (人)	18,096	漸増					
			中・高校生世代の夜間開館事業の延べ参加者数 (人)	1,016	漸増					
2	冒険遊び場事業 (児童青少年課)	子どもが自由な発想で自由に遊べる場 (プレーパーク) を実施する。	プレーパーク来場者数 (人)	19,390	漸増					
3	子どもの居場所創設事業 (子育て支援課) <重点事業> 【新規掲載事業】	すべての子どもや保護者が気軽に立ち寄れる地域の居場所を創設し、子どもに対する学習支援や保護者に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行うことで、様々な事情を有する子どもと保護者に対して包括的な支援を行い、生活の質の向上と地域全体で家庭を支援する環境を整備する。	子どもの居場所創設事業の実施 (実施後の実施状況も含む)	検討	実施	継続				
4	移動児童館 (わんぱく号) (児童青少年課)	児童館に遠い地域の子どもへの支援活動として、主に第3土曜日にくじら山で、ボランティアの協力も得て実施する。	わんぱく号参加人数 (人)	351	維持					
5	校庭、公園等遊べる場の整備等 (環境政策課)	子どもからお年よりの憩いの場・交流の場、青少年が安心して遊べる魅力ある場 (小学校の校庭開放、プレーパークなど) の確保と環境づくりを行う。	公園内の樹木や植栽の管理	実施	継続					
			公園内遊具の点検・修理	実施	継続					
	同 (生涯学習課)		遊び場開放延べ参加者数 (人)	8,776	漸増					
	登録団体開放延べ参加者数 (人)		55,294	漸増						
6	子ども食堂推進事業 (子育て支援課) 【新規掲載事業】	子ども食堂を運営する団体に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の子どもたちに食事及び交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援する。	補助支給団体数 (団体)	-	3	漸増				
7	中高生の余暇活動支援 (児童青少年課) <重点事業>	中・高校生世代の余暇活動を支援し、居場所と交流の場を提供する。	バンド室利用延べ人数 (人)	446	漸増					
	同 (公民館)		若者コーナー延べ参加者数 (人)	350	維持					